

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部河川課総合治水係
内線番号	5288

No.	項目	内容
①	処分名	開発行為の届出(開発行為の規模が5ヘクタール以上のものに限る。)
②	法令名	災害からの安全な京都づくり条例
③	法令番号	平成28年京都府条例第41号
④	根拠条項	第18条第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	<p>第18条第1項 知事管理河川の流域内における規模が1ヘクタール以上の開発行為(規則で定める開発行為を除く。)であって、前条に規定する基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能を考慮して、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 開発行為を行う土地の所在地 (3) 開発行為の目的 (4) 開発行為を行う土地の利用の現況及び開発行為を行った後の土地の利用の状況 (5) 前条に規定する基準に照らして想定される雨水が流出する量の変化 (6) 調整池の設置に関する計画 (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>
⑦	審査基準	http://www.pref.kyoto.jp/kasen/kijyun.html
⑧	経由機関名	各土木事務所
⑨	協議機関名	関係市町村
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)90日以内
	経由期間	30日以内
	協議機関	30日以内
	当該処分機関	30日以内
⑫	問合せ	建設交通部河川課(075-414-5288)、各土木事務所施設保全課
⑬	備考	

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部河川課総合治水係
内線番号	5288

No.	項目	内容
①	処分名	開発行為の届出(開発行為の規模が5ヘクタール未満のものに限る。)
②	法令名	災害からの安全な京都づくり条例
③	法令番号	平成28年京都府条例第41号
④	根拠条項	第18条第1項
⑤	処分権者	各土木事務所長
⑥	法令の定め	<p>第18条第1項 知事管理河川の流域内における規模が1ヘクタール以上の開発行為(規則で定める開発行為を除く。)であって、前条に規定する基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能を考慮して、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 開発行為を行う土地の所在地 (3) 開発行為の目的 (4) 開発行為を行う土地の利用の現況及び開発行為を行った後の土地の利用の状況 (5) 前条に規定する基準に照らして想定される雨水が流出する量の変化 (6) 調整池の設置に関する計画 (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>
⑦	審査基準	http://www.pref.kyoto.jp/kasen/kijyun.html
⑧	経由機関名	なし
⑨	協議機関名	関係市町村
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)60日以内
	経由期間	
	協議機関	30日以内
	当該処分機関	30日以内
⑫	問合せ	各土木事務所施設保全課
⑬	備考	